

# 令和6年度 葛城市中小企業資金融資制度（個人用：創業支援資金）

資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の住民基本台帳に記録されている住所を有している。</li> <li>市税の滞納がないこと。</li> <li>奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。</li> <li>創関連保証制度（奈良県保証協会）の信用保証を受けることができること。</li> <li>創業支援は、これから新たに事業を営むもの又は営んでから1年未満のもの。</li> <li>資金の使途が明確であること。</li> <li>融資金の返済の見込が確実なこと。</li> <li>本融資制度を利用していないこと（借換は、残り期間及び残高が当初融資金額の1/2以下となっていること。）</li> <li>本融資制度の保証人となっていないこと。</li> <li>許可、認可等必要な業種は許可、認可等を受けていること（提出ができない場合は、統一様式の誓約書を申込み時に提出し、許認可等を受けてから提出すること。）</li> <li>暴力団、暴力団員等でないこと。</li> </ul>
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として不要</li> </ul>
手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類を2部作成し提出して下さい。（1部はコピー可）</li> </ul>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>葛城市中小企業資金融資申込書</li> <li>事業計画書</li> <li>住民票（最近3ヶ月以内のもの。市民窓口課で交付。）</li> <li>滞納の無い証明書（最近3ヶ月以内のもの。税務課収納促進室で交付。）</li> <li>事業証明書（最近3ヶ月以内のもの。事業所所在地の税務課で交付。）</li> <li>事業所の位置図（事業所が市外の方は、居住地の位置図も添付。）</li> <li>信用保証依頼書……………</li> <li>信用保証委託申込書……………</li> <li>創業・再挑戦計画書……………</li> <li>個人情報の取扱いに関する同意書…</li> <li>申込人（企業）概要……………</li> <li>「保証協会団信」加入意思確認書……</li> </ul> <p style="text-align: center;">} 保証協会共通様式（写しを提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書の写し（提出ができる場合）</li> <li>源泉徴収票（退職年月日の記載のあるもの）</li> <li>印鑑証明書（最近3ヶ月以内のもの）</li> <li>許認可証・免許等の写し（必要業種のみ、複数の場合はすべて添付。許認可等未取得していない場合は、保証協会共通様式の誓約書を提出し、取得後に写しを提出）</li> <li>見積書</li> <li>委任状（本人以外が持参される場合）</li> <li>その他必要書類</li> </ul>
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>南都銀行【新庄、高田（旧尺土、旧高田本町）、香芝、御所支店】</li> <li>大和信用金庫（新庄、高田、香芝、香芝中央支店）</li> <li>奈良中央信用金庫（新庄、高田、香芝支店）</li> </ul>
融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業支援資金（限度額） 1事業者につき1,000万円以内</li> <li>（返済） 60ヶ月以内（据え置き6ヶ月以内）</li> </ul>
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度 年1.8%（固定利率）…そのうち、市が0.8%補給</li> <li>※なお、長期プライムレートの変動により、10月1日以降の融資申し込み分から融資利率が変わる場合があります。</li> </ul>
信用保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が70%助成、申請者は30%負担</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資が承認されましたら、速やかに市役所商工観光プロモーション課に信用保証委託契約書のコピー、利子補給申請書、委任状（利子補給の受領）、同意書、返済予定表を提出してください。</li> <li>融資の枠（3億円）に限りがあり、受付順となりますのでお早めに申し込みください。 申請受付：第1期 4月1日より（1.5億円）、第2期10月1日より（1.5億円）</li> <li>申請書の提出は、申請者本人をお願いします。（本人以外の場合は委任状持参）</li> <li>本融資を受けられ、借換えをされる場合は、残り期間及び残高が当初融資金額の1/2以下となっていること。</li> <li>創業資金については、利用者の状況により審査に必要な書類が異なります。</li> </ul>